

新潟市美術館条例施行規則及び新潟市新津美術館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 8 月 29 日

新潟市長

中原ハ一

新潟市規則第 65 号

新潟市美術館条例施行規則及び新潟市新津美術館条例施行規則の一部を改正する規則

(新潟市美術館条例施行規則の一部改正)

第 1 条 新潟市美術館条例施行規則（平成 1 1 年新潟市規則第 3 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 3 条中「地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 5 8 条第 1 項」を「地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 3 条の 2 第 1 項」に改める。

(新潟市新津美術館条例施行規則の一部改正)

第 2 条 新潟市新津美術館条例施行規則（平成 1 7 年新潟市規則第 4 8 号）の一部を次のように改正する。

第 1 5 条中「地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 5 8 条第 1 項」を「地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 3 条の 2 第 1 項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。